

## 日本外務省・文部科学省及びアメリカ合衆国国務省の間の日本専門家のための教育・文化交流機会創出のための協力覚書

日本国外務省及び文部科学省とアメリカ合衆国国務省（以下「両者」という）はより緊密な協力関係を促進し、日米間の教育・文化交流の機会を拡大するという精神に基づき、

米国での語学教育や交流の機会を通じて、日本国民に知識や技能を高める機会を提供することを希求し、

米国における日本語・日本文化の専門家（「日本専門家」と呼ぶ）の数の増加を希求し、

以下のとおり日本専門家の数を増加させるプログラム（以下、「日本専門家プログラム」という）に関する相互の理解と意図を確認した：

### 第1項：背景

外務省、文部科学省および国務省は、交流訪問者ビザ・プログラム（Exchange Visitor Program）が現在、日本国民に対して、米国での勉学、研修、教育、指導、講演、相談、視察、研究の機会を提供していることを認識する。交流訪問者ビザ・プログラムは、米国と他国の人々の相互理解を深めるという国務省および教育文化局のミッションを支えるパブリック・ディプロマシー事業である。この協力覚書は、さらなる交流の機会と協力を促し、米国における日本専門家を増加させたいという要請に鑑み、将来の日本専門家に対して、日本専門家プログラムへの応募を奨励することを目的としている。これら日本専門家は、それぞれの教育分野における米国の教育機関や実践方法を視察し、日本語、教育、文化に関する専門知識を米国人の同僚と共有する。これら日本専門家は米国の文化や社会に対する理解を深め、米国の文化、言語、教育制度に関する知識を高めることで、お互いの双方の理解を高めていく。

### 第2項：日米による一般的な事業概要

1. 国務省は、日本人が米国で日本語、教育、文化に関する専門的な知識を共有しながら、米国の文化や社会について理解を深める機会を提供することを意図している。

2. この協力覚書は、米国における日本専門家の増加を目的としており、日本人が日本専門家になるための手続きを整理し、日本の基準を満たす専門家が米国に最長 36 ヶ月間滞在できる枠組みを提供するものである。

### 第3項：米国側の基準

1. 本プログラムは、本協力覚書に別段の記載がある場合を除き、スペシャリスト・カテゴリー（22 CFR 62.26）を含む、現行の交流訪問者ビザ・プログラム規則（22 CFR Part 62）に基づき実施される。

#### 2. スポンサー

米国のスポンサー（以下、「スポンサー」とする）は、交流訪問者ビザ・プログラムのスペシャリスト・カテゴリーの下で交流プログラムを実施するために、国務省によって指定される。国務省は、既存の交流訪問者ビザ・プログラム規則（22 CFR Part 62）に基づき、交流プログラムを管理するスポンサー団体を指定する。米国を拠点とする団体は、この日本専門家プログラムに特化したスペシャリスト・カテゴリーの指定を申請することができる。

#### 3. 日本の政府機関により選抜された候補者

外務省および文部科学省はプログラムを支援するため、資金供与を受ける候補者を事前に選抜することができるが、右参加者は、指定を受けたスポンサーが提供するプログラムに応募し、右プログラムへ参加することが見込まれる。

#### 4. 申請

この交流プログラムへの日本からの申請者は、指定を受けたスポンサーに申請を行い、米国の J-1 非移民ビザの申請に必要な「交流訪問者（J-1）資格証明書」（DS-2019 フォーム）を受領することが見込まれる。国務省が指定した米国のスポンサーは、プログラム参加者に交流訪問者ビザの要件を教育し、CFR 62.10(d) および 62.11(b) に規定された要件に従って交流訪問者を監督することが見込まれる。国務省が指定するスポンサーは、要件を満たす日本国籍者に DS-2019 を発行する権限を持つ。交換留学プログラムに申請できる日本国籍保持者には、上記の日本の政府機関から事前に資金援助を受ける候補者だけでなく、民間団体から資金供与を受けている日本国籍保持者や「登録日本語教員」など、外務省から資金援助を受けていない日本国籍保持者も含まれる。申請希望者は、その資金の提供元に関わらず、スポンサーに直接申請することが見込まれる。この協力覚書によって修正された場合を除き、各スポンサーは、参加者の選抜や経歴が、交流訪問ビザのスペシャリスト・カテゴリーの規定に準拠していること、および各参加者がその分野の専門家であることを確認することが見込まれる。

## 5. 応募資格

プログラムへの参加を希望する専門家は、ある分野での専門的な知識や技術を持つ専門家であり、視察や協議、専門の技能の紹介を目的として米国に渡航することが見込まれる。これら専門家は、米国滞在中に正社員としてまたは長期雇用の職に就いてはならない。加えて、参加者は以下の条件を満たす必要がある：

- a. 日本国籍を有し、外務省発行の旅券を所持していること。
- b. CFR62.10 に基づいて、十分な英語力を有し、CFR62.26 のスペシャリスト・カテゴリーにおけるすべての資格基準を満たしていること。
- c. DS-2019 フォームを受け取った後、参加者が居住している、または滞在している、非移民ビザの発給を行っている米国大使館または領事館で、米国の J-1 非移民ビザを申請し、発給を受けること。

## 6. プログラムの期間

条件を満たす専門家には DS-2019 フォームと、1年間有効の J-1 非移民ビザが発行され、スポンサーの裁量により最大 24 か月の延長が可能であり、プログラム期間は最大 36 か月である。スポンサーは希望する交換訪問ビザ保持者のため延長申請を国務省に提出し、所要の手数料を支払わなければならない。また、スポンサーは新しいプログラム終了日を記載した新しい DS-2019 を印刷し、発行する必要がある。

## 7. 配置

それぞれの交流プログラムの条件に従い、スポンサーはそれぞれのネットワークを駆使し、日本とその言語・文化に対する理解を深めるために、米国の地元コミュニティに日本語や日本文化の専門家を派遣することが見込まれる。派遣先には、地域コミュニティに根ざした非営利団体、米国政府機関、中等教育機関（第9学年から第12学年）、日本語を教える、中等教育後の学術機関、あるいは同種の機関が含まれる。日本人交換訪問ビザ保持者は、米国において日本語、教育、文化に関する専門的な知識を共有することが見込まれる。また、米国の教育システムを視察し、日本の教育機関等の関係者に提言を行うことが見込まれる。米国での経験に基づいた外国語の効果的な教授法を検討することが見込まれる。

## 第4項:その他

1. 両者は本覚書を2年ごとに対面またはオンライン協議を通じて見直し、本プログラムがその意図する目標を達成しているか確認する意図を有する。本協力

覚書 は、両者間の書面による合意により、いつでも変更することができる。

2. 双方は、本協力覚書の終了について、4ヶ月前に相手側に書面で通知する意図を有する。

3. この協力覚書は国際協定ではなく、国際的な法的権利や義務を生じさせるものではない。

4. この協力覚書は、双方の最終署名日の翌月末日に発効し、双方の決定により延長されない限り、5年間存続する予定である。